

12月11日公布

令和元年改正会社法 の実務ポイント

第1章

施行は原則として1年半後

令和元年改正会社法の改正項目と施行日の概要

第2章

電子提供制度の創設、株主提案権の制限等

株主総会関連の改正と実務ポイント

第3章

報酬等の決定方針、株式報酬、D&O保険等

取締役等関連の改正と実務ポイント

第4章

M&Aに関する新しい手法

株式交付制度の創設と実務ポイント

第5章

責任追及訴訟の和解等

その他の改正事項と実務ポイント

塚本 英巨(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士)

12月11日に「会社法の一部を改正する法律」が公布された。今回の改正では、コーポレート・ガバナンス強化を目的に、株主総会の電子提供制度の創設や株主提案権の制限、取締役の報酬決定方針の決定義務や社外取締役の設置義務づけ等が盛り込まれ、M&Aに関しては株式交付制度が創設されるなど、改正内容は多岐にわたる。そこで、改正会社法の内容と、実務における留意点について、いち早く解説してもらった。